

平成 25 年 2 月 21 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

平成25年3月以降の東日本大震災による被災者に係る
一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について

標記の件につきましては、平成 24 年 8 月 2 日付け福岡医発第 1189 号 (地) 及び平成 24 年 10 月 6 日付け福岡医発第 1714 号 (地) においてご案内申しあげております通り、東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域 (以下「避難指示等対象地域」という。) における被保険者等については、国による財政支援が行われており、その他の被災区域においては、一部負担金の免除措置を継続している国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者において実施されているところであります。

避難指示等対象地域への国の財政支援については、平成 25 年 2 月 28 日までの間、医療機関等の窓口での一部負担金を免除することとなっておりますが、今般、一部負担金の免除措置が平成 26 年 2 月 28 日までの間まで延長される旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 医療機関等の窓口において一部負担金が免除される被保険者等につきましては、これまで同様「一部負担金等免除証明書」の提示が必要であり、避難指示等対象地域の被保険者等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会及び健康保険組合から、有効期限を更新した一部負担金等免除証明書が交付されることとなりますので、医療機関等の窓口においては、平成 25 年 3 月 1 日以降も引き続き、有効期限が更新された一部負担金等免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとなります。
- 2) 平成 25 年 3 月以降、一部負担金等免除証明書が手元に届いていない場合等、やむを得ない事情により、保険医療機関等の窓口において、有効期限が切れていない一部負担金等免除証明書が提示できなかった場合にあっては、一旦、窓口において一部負担金をお支払いいただき、別途ご加入の医療保険の保険者に還付申請を行っていただくこと等の取扱いも引き続き継続されます。(詳細は、添付資料の別紙 2「Q & A」をご参照ください。)
- 3) 特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置は、避難指示等対象地域の被保険者等及び避難者について、平成 25 年度実施分まで延長することとなっております。

(保 220)

平成 2 5 年 2 月 1 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

平成 2 5 年 3 月以降の東日本大震災による
被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置については、国による財政支援と平成 2 4 年 1 0 月以降も一部負担金の免除措置を継続している国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者において実施されているところであります。

国の財政支援により一部負担金の免除措置が実施されているものは、現在、東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。これまでの通知等における「警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（解除・再編された地域を含む。））」と同様。）における被保険者等について、平成 2 5 年 2 月 2 8 日までの間、医療機関等の窓口で一部負担金が免除されてきました。

平成 2 5 年度においても、引き続き同様の国の財政支援を予定しており、平成 2 6 年 2 月 2 8 日までの間、避難指示等対象地域の被保険者等につきましては、一部負担金の免除措置が延長されることとなります。

これまで同様、医療機関等の窓口において一部負担金が免除される被保険者等につきましては、「一部負担金等免除証明書」の提示が必要であり、避難指示等対象地域の被保険者等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会及び健康保険組合から、有効期限を更新した一部負担金等免除証明書が交付されることとなりますので、医療機関等の窓口においては、平成 2 5 年 3 月 1 日以降も引き続き、有効期限が更新された一部負担金等免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとなります。

なお、平成 2 5 年 3 月以降、一部負担金等免除証明書が手元に届いていない場合等、やむを得ない事情により、保険医療機関等の窓口において、有効期限が切れていない一部負担金等免除証明書が提示できなかった場合にあっては、一旦、窓口において一部負担金をお支払いいただき、別途ご加入の医療保険の保険者に還付申請を行っていただくこと等の取扱いも引き続き継続されます。（詳細は、添付資料の別紙 2「Q & A」をご参照ください。）

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における
被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について

(平 25. 2. 13 事務連絡 厚生労働省保険局

保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・総務課医療費適正化対策推進室)

(別紙 1) 平成 2 5 年 3 月以降の医療機関等での窓口負担の免除措置について

【周知用ポスター】

(別紙 2) 医療保険の一部負担金の免除について (医療機関、患者あての Q & A)

【一部負担金の還付関係等】

平成 25 年 2 月 13 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における
被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。）における被保険者等の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 1 月 31 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡）において、一部負担金の免除措置に対し、平成 25 年 2 月 28 日まで財政支援すること等としていました。今般、財政支援の期間を下記のとおり延長することを予定していますので、貴管下保険者及び関係団体においては、内容を御了知の上、適切な取扱いがなされるよう御配慮願うとともに、被保険者等に対して別添資料（別紙 1）により周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間の延長について

避難指示等対象地域（※）の被保険者等（東日本大震災発生後に、他市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金の免除措置を平成 26 年 2 月 28 日まで延長することとし、これに対し、平成 25 年度において、平成 25 年 2 月 28 日までと同様の財政支援を予定していること。

（※）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（解除・再編された地域を含む。）

2 一部負担金等免除証明書について

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会及び健康保険組合においては、避難指示等対象地域の被保険者等に対し、有効期限を更新した一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を交付すること。

(2) 平成 25 年 3 月 1 日以降も引き続き、保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとする。

(3) 保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する Q & A について」（平成 23 年 5 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別添 Q & A（別紙 2）のとおり取り扱うこととすること。

3 特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置は、避難指示等対象地域（※）の被保険者等及び避難者（但し、特定健康診査等の受診対象者に限る。）について、平成 25 年度実施分まで延長すること。

医療機関等で受診される被災者の皆さまへ  厚生労働省

平成25年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等での窓口負担は免除となります。

1. 窓口負担の免除を受けることができる対象者と期限

○ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う

警戒区域等^(※1)の被災者^(※2) → 平成26年2月28日まで

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)
(解除・再編された地域を含みます。)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(注) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等以外の被災者も、ご加入の医療保険の保険者により、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせ下さい。

2. 窓口負担の免除を受けるための手続

○ 平成25年3月1日以降も、窓口負担の免除を受けるためには、**有効期限が切れていない免除証明書**を窓口で提示する必要があります。

(注) 上記免除証明書は、ご加入の医療保険の保険者から新たに送付されますが、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせ下さい。

**免除証明書に関してご不明な点があれば、
ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。**

○ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等

医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ & A)
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)

【一部負担金の還付関係等】

問1 平成 25 年3月1日以降、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

平成 25 年3月1日以降は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。